

## 工事成績評定結果の活用基準

平成 18 年 5 月 1 日  
改正 令和 5 年 9 月 29 日

### 1 目的

八王子市工事成績評定取扱要領第 10 条及び第 14 条並びに八王子市指名競争入札参加者指名基準第 2(4)に基づく基準を定め、八王子市が発注する請負工事に関する工事成績評定結果において、工事成績が優良な者には優遇措置を行い、技術向上及び受注意欲を高めることにより優良業者の確保・育成を図る一方、工事成績が不良な者には制限を設け、不良・不適格業者の排除を進めることにより、入札・契約制度の公正性・透明性の向上と工事の品質確保に資することを目的とする。

### 2 対象

八王子市工事成績評定取扱要領に基づく工事成績評定結果の評価区分等により判断する。

### 3 優遇措置及び制限措置

#### (1) 優遇措置

- ① 八王子市優良工事施工者顕彰要綱第 2 条に定める顕彰を受賞した者は、八王子市指名競争入札参加者指名基準の別表 1(2)等級格付基準の等級ごとに次のとおりとする。

等級	優遇措置
A	混合入札対象工事の参加資格要件に掲げる官公庁実績額に関わらず単体で参加できる。
B、C 及び D	解除条件付一般競争入札案件において、従来の等級区分の工事に加え、直近上位の等級区分の工事に参加できる。

- ② 優遇措置の対象期間は、顕彰の受賞日から 1 年間とする。

#### (2) 制限措置

##### ① 入札参加の制限

八王子市工事成績評定取扱要領に定める改善指導の対象となった者について、「改善計画書」の提出がない場合は、改善指導を受けた日から 3 か年の間入札に参加することができない。

同一年度内に 2 回以上又は直近で 2 回連続して評価区分 E 又は F を取得した場合は、次表に示す期間入札に参加することができない。

2 回連続して入札参加の制限を受けたときは、指名停止措置要件 3（契約履行成績不良等）を適用し、3 月以上の指名停止とする。

入札方法	期間
指名競争入札	翌年度当初の 4 か月（5 月から 8 月まで）
一般競争入札	翌年度当初の 3 か月（5 月から 7 月まで）

② 失格

低入札価格調査の調査対象者が、開札日の1年前の月の初日から1年の間に改善計画書を提出している場合、同者を失格とする。

③ 指名停止措置

評価区分Fを取得した者については、指名停止措置要件3(契約履行成績不良等)を適用し、次のとおり指名停止措置を行う。

評定点	指名停止の期間
55点以上60点未満	1月
50点以上55点未満	3月
40点以上50点未満	6月
40点未満	9月

④ 手持工事件数の制限

評価区分E又はFを取得した場合は、手持工事件数の制限を行う。実施についての細目は別に定める。

4 優遇措置の対象期間中に、再度、顕彰を受賞した場合又は評価区分Fを取得した場合の取扱い

(1) 顕彰を受賞した場合

再度の受賞日から、1年間の延長を行う。

(2) 評価区分Fを取得した場合

優遇措置を取り消し、指名停止措置を行う。

5 優遇措置の対象期間中に、指名停止措置(契約履行成績不良等以外の要件によるもの)を受けた場合の取扱い

優遇措置を取り消す。

6 建設工事共同企業体(JV)の取扱い

JVの構成員の全てについて、優遇措置及び制限措置の対象とする。

附 則

平成18年5月1日から施行する。

附 則

平成21年4月1日から施行する。

附 則

平成30年4月1日から施行する。

附 則

令和3年4月1日から施行する。

附 則

令和5年10月1日から施行する。